

## 私と法制度整備支援

和歌山弁護士会弁護士

波床昌則

### 第1 はじめに

私は、法務省法務総合研究所国際協力部からご依頼をいただいて、2014年11月以降、東南アジア諸国の法制度整備支援の仕事に携わらせていただいている。ミャンマーとネパール関係のセミナーに参加させていただいた後、2015年8月以降は現在に至るまで、ラオス関係のセミナーに継続的に参加させていただいている。

しかし、私と海外法制度整備支援の関わりは、それが初めてではなく、2013年12月から2016年7月にかけて台湾関係の仕事にも携わった。

法制度整備支援として、台湾でどのようなことが求められているのか、紹介させていただくことも、この分野にご関心をお持ちの方々にとって意味があると思われるので、東南アジア諸国に対する私の関わりについて述べさせていただく前に、台湾のことについても触れさせていただきたい（なお、台湾に関する箇所は、以前に私が「台湾観審員制度管見」と題して、和歌山弁護士会会報87号に発表したものである。）。

### 第2 台湾

#### 1. 観審員制度

刑事裁判における国民参加の潮流は、世界的にみて加速しつつあるように思われる。最近、韓国でも陪審制度が導入されたし、日本でも裁判員制度が施行されている。台湾でも、司法院（日本でいえば、最高裁事務総局のような組織）から立法院に観審員制度法案が提出され、立法化の動きがある。

台湾の刑事裁判は、当事者主義構造ではなく、職権主義構造が基本となっている。起訴状一本主義ではなく、捜査段階の資料は起訴と同時に一件記録として裁判官のもとに全部送付される。ただし、伝聞証拠法則も同時に採用されており、公判審理の前提として、当事者が裁判官の面前で一件記録中の資料を証拠とするかどうか意見交換を行う準備手続が前置されている。実際に準備手続を垣間見たところでは、裁判官が一件記録中の資料について次々と弁護人に対し証拠意見を求め、書記官がその意見を逐語的に調書に録取しているようであった。

観審員制度法案は、とりあえずこのような刑事裁判の基本構造や手続はそのままにして、5名の国民に公判審理への立会を求め、勧告的な意見を聴く（したがって、現法案では、観審員には評決権が与えられていない）仕組みを作ろうとする法案である。

私は、司法院（頼浩敏院長）から招聘を受けて、3回にわたって訪台し、日本の裁判員制度の現状と課題について講演をしたり、他の国の学者や実務家と一緒に、国民の司

法参加の在り方に関するシンポジウムに参加し意見交換をさせていただいたりする貴重な機会を得た。

## 2. 司法院，裁判所，法務省及び大学院での講演

2013年12月2日（月）午後6時50分関西国際空港発の日航機で台湾に赴いた。私にとって台湾は初めての訪問先であり，台湾島の上空で飛行機の窓から台北市の街明かりが見えたときには軽い緊張を覚えたのをいまだに思い出す。桃園国際空港に着くと，時差の関係で現地時間では午後9時過ぎであったが，人が非常に多くて入国手続に殊のほか手間取った。やっと通過してキャリーバッグを引っ張りながら歩いて行くと，林裕順中央警察大学教授とその門下生の皆さんが私を出迎えてくれた。

林教授は，訪台前からメールでやり取りをしていた刑事法学者であり，日本の一橋大学に留学経験を有し，裁判員制度も研究をされていて刑事裁判における国民参加制度に造詣が深い方である。当夜は，林教授の車で台北市のダウンタウンまで案内を受け，午後11時頃アンバサダー・ホテルにチェックインした。

翌日（二日目）午後には司法院で講演を行った。内容は，「日本の裁判員裁判における公判前整理手続の現状について」であり，聴衆は，司法院に出向している裁判官及び各地の高等法院・地方法院の刑事事件担当裁判官らであった。司会を担当された蘇永欽副院長が初めに私のことを丁寧に紹介してくれ，恐縮したことを覚えている。聴衆の皆さんは，自国の裁判の制度設計の在り方という視点から日本の裁判員制度に対して強い関心を抱いておられるようで，熱心に聴講されていた。また私がかつて執筆した裁判員制度に関する日本語論文を読んでおられた方もいて，質問も数多く出され，予定時間をかなりオーバーして講演を終了した。

三日目は，午前中に台北市から台湾南部にある嘉義市まで新幹線で移動した。台湾の新幹線は，日本のシステムを採用したもので，車輛のフォルムも，乗り心地・スピード感も，日本の新幹線とほぼ同様であった。午後には，嘉義地方法院で前日同様の講演を行った。嘉義地方法院は，法令により観審員制度の模擬裁判を実施することが許されている庁の一つであり，やはり日本の裁判員制度に対する関心の高さがうかがえた。

四日目は法務省で検察官らとの座談会，五日目は午前には台北市の士林地方法院での講演，午後には台北大学院での講演を行った。検察官は，観審員制度に対する不安を抱いている人が多く，私に対する質問も批判的なトーンのものが多かったように思われる。大学院では，院生らがみずみずしい感覚で国民の司法参加制度をとらえている様子が分かり，若い人の柔軟性を強く感じた。

最終日（12月7日土曜日）は，午前8時40分（現地時間）桃園国際空港発の日航

機で台湾を離れ、午後零時過ぎに関西国際空港に無事に帰ってきた。

以上のような日程で、各地で講演や座談会等を行った関係で、フリーの時間はあまり取れず、いろいろ見物できなかつたのは少し心残りであった。それでも、講演の合間に司法院の職員の方が台北市内を案内してくれたので市内の雰囲気はよく体感できた。また、時間を盗んで一人で外出し、地下鉄と路線バスを乗り継いで故宮博物院にも足をのびした。台湾ではバス停で待っていても来たバスに右手を挙げなければ、バスがバス停を素通りしてしまう。そのような体験をしたのも愉快的なことであった。

台湾の人たちは、アジアの中では反日感情が比較的穏やかであり、日本の制度や文化に対する関心も、他のアジア諸国とはやや趣きを異にしているように感じた。

### 3. 司法院副院長らの来日の際に裁判員裁判の傍聴に随行

司法院の蘇副院長が団長となって、総勢19名の裁判官や検察官が、2014年6月23日（月）から同月27日（金）までの日程で来日した。一行の来日の目的は、裁判員裁判の傍聴であった。

台湾の法曹は、日本の裁判員制度のことは読んだり聞いたりして知っていても、実際に裁判を傍聴した経験をもつ人は少なく、今回の来日の目的は、何よりも裁判員裁判を実際に見てみたいというものであった。

一行は、月曜日の午後、台北市の松山空港を発って羽田空港に到着し、品川プリンスホテルにチェックインし、翌日から、最高裁を表敬訪問したり、千葉地方裁判所に赴き裁判員裁判を傍聴したり、東京大学を訪問したりして、予定されていた日程を精力的にこなした。

私は、一行に随行し、最高裁では千葉勝美最高裁判事との座談会に同席し、また千葉地方裁判所では裁判員裁判と一緒に傍聴し、休憩時間には裁判所に予めお願いして借りていた会議室で、手続の流れや事件の進行について皆さんに補足説明を行った。一行は、裁判員裁判を実際に傍聴して、より一層興味を覚えたようであった。

### 4. 国際シンポジウムへの参加

2014年7月14日（月）から同月18日（金）までの日程で、司法院が国際シンポジウム「各国における国民参与制度について」を開催した。

参加国は、アメリカ、フランス、韓国及び日本の4か国であり、アメリカからは学者が1名、フランスからは学者と実務家が各1名、韓国からは学者と実務家が各1名、日本からは私が参加した。

初日（月曜日）と二日目（火曜日）は、台湾の法官学院（日本の司法研修所のような機関）の大講堂を使って、4か国が順番に自国における国民の司法参加制度の概要を講演した。私は、裁判員選任手続と公判審理手続に重点を置きながら日本の裁判員制度を紹介した。

三日目（水曜日）と四日目（木曜日）は、観審員制度の模擬裁判が実際に行われている基隆地方法院に二日にわたって赴き、各国からの参加者とともに一緒に模擬観審員選任手続と模擬公判審理手続を傍聴した。模擬裁判の素材となったのは、殺意の有無や防衛行為の成否等が争点となる比較的難しい実際に起こった事件であった。

五日目（金曜日）は、再び法官学院の大講堂で、各国からの参加者が模擬裁判を傍聴して感じた事柄を順次発表した。

私は、公判審理が書面中心の審理になり過ぎていること、評議で観審員が市民的感觉から鋭い視点を提供しているのに、裁判長がその視点を十分に汲み上げられなかったこと等を指摘し、かなり辛口の意見を述べた。また、模擬観審員も参加した懇親会の席でも再び意見を求められたので、模擬観審員は誠実で能力も高く、台湾の観審員制度も日本の裁判員制度同様、成功する基盤があると思うとの感想を述べた。

この訪台の期間中には、司法院の職員の方に台湾北部の観光地である淡水地区に連れて行ってもらい、海辺のレストランで台湾ビールを片手に美しい日の入りを眺めることができた。故宮博物院にも他の参加国のメンバーと一緒に連れて行ってもらい、前年12月の訪台の際には見るができなかった翡翠の白菜石と肉形石をじっくりと鑑賞することもできた。また、夜市で有名な市内の屋台にも連れてもらい、地元の食べ物にも舌鼓を打った。

7月19日（土曜日）、宿泊先のシェラトングランデホテルをチェックアウトし、午後零時5分（現地時間）桃園国際空港発の日航機に搭乗して離台し、午後3時45分関西国際空港に到着した。

## 5. おわりに

その後も、私は、2016年6月には台湾の法官学院から招聘されて、若い裁判官に「刑事事実認定」の講義を行い、同年7月には、再び司法院関係者や法曹実務家が訪日したので、さいたま地方裁判所で裁判員裁判を傍聴する際にアテンドした。

私は、常日頃から、外国に対する法制度整備支援は、真の国際協力といって良い仕事であると確信している。その意味で、台湾の観審員制度の整備にいささかなりとも関わることができたのは、大変光栄なことであった。

もっとも、その後、台湾の国内政治が混迷したため、同制度の立法化が予断を許さない状況になっていることは残念である。

## 第3 東南アジア諸国

### 1. ミャンマーとネパール

私は、裁判所に奉職していたときに、司法研修所に刑事裁判教官として勤務したことがあり、54期から57期修習生を担当した。そのご縁で、かつて54期修習生として私の担当クラスに配属されていた横幕孝介教官（当時、法務総合研究所国際協力部勤務）

から、2014年半ば頃にお声掛けいただき、東南アジア諸国の法制度整備支援の仕事に携わらせていただくことになった。

私が最初に関わらせていただいたのは、ミャンマーであった。2014年11月と2015年11月の2回にわたり、大阪（法務総合研究所）と東京（法務省赤レンガ棟）で刑事事実認定に関する講義を行ったが、その間、2015年4月7日（火）から11日（土）にかけてミャンマーに渡航し、首都ヤンゴンで法曹実務家に対して刑事事実認定に関する講義を行った。ミャンマーには、事実認定に関する文献や判例集はなく、インドから輸入された証拠法に関する基本書の簡潔な記載をミャンマーの刑法典の各条文の注記として引用するようなものがあるだけであったが、例えば、盗品の近接所持の理論についても、要旨、「盗品を近接所持している者は窃盗罪の犯人であるか、あるいは犯罪的財産着服罪の犯人であることが推認される」と記載されているなど、いささか不正確な内容が散見された。

ミャンマーに渡航の際には、関西国際空港午前11時30分発のタイ国際航空便に搭乗し、バンコクを経由して、午後6時45分ヤンゴンに到着した。私は、飛行機で渡航する際には、可能な限り窓側に席を確保するようにしている。バンコクからヤンゴンに向かうときには、飛行機の窓から見えるバンコクの市街地は、沿線道路や民家等の灯りが明るくともっていたのに、ヤンゴンでは、沿線道路の灯りもぼつぼつとしており、街の灯りも全体的にかなり少なかった。ヤンゴンの研修施設で日中講義をしていたときも、ばちんという音とともに扇風機が止まり、しばらくしてからまた扇風機が回りだすといったふうであった。日本で停電することがほとんどない生活を送っている我々にとっては、電力の安定供給は当たり前のように思っているところがあるが、世界的にみれば、そうとはいえないということを実感させられた。

ヤンゴンの市街地を自動車で走ると、汚れた小川沿いにバラックのような建物が続いている光景が見られ、ミャンマーはアジア最後のフロンティアといわれるのも納得できた。しかし、街中には若い人が多くてエネルギーが溢れており、道行く人々の顔を見ても暗さはあまり感じさせなかった。また、現地の人々は、時間があれば、寺院に赴いて膝を付いている姿があちらこちらで見られ、バガンの遺跡も、人々が一代限りで築いた富をそのままにせず、寄進した結果、仏塔があれだけできたと聞いた。おそらく、貨幣経済に毒され、飽くなき物質的繁栄を求めがちな我々より、足るということを知り、敬虔な生活を送っているミャンマーの人々の方が、精神的には豊かな生活を送っているのではないかと思う。この感覚は、朝早くから托鉢に回る僧に玄関先で施しをする姿が至るところで見られるラオスの人々に対しても、同様に抱くところである。

ネパールの法制度整備支援では、2014年12月に東京（JICA等）で、裁判の進行管理事務に関して講義を行うなどした。日本で書記官が中心となって裁判の進行を

管理するためにいろいろな試みがなされていることを紹介したが、どれだけネパールの実務に参考になったかは心もとないものが残った。ネパール側の実情をもっと理解したうえで、有益な情報提供とアドバイスに努めたいという悔いを残したままセッションを終了したが、ほどなくネパール本国で大地震が起こり、その思いが実現できなかったのが誠に残念であった。

## 2. ラオス

ラオスに対する法制度整備支援の関係では、私は、2015年11月、2017年1月及び同年12月の3回にわたっての本邦研修と、2016年3月、同年12月、2017年5月、2018年2月及び同年6月の5回にわたっての現地セミナーに関わらせていただいた。私にとってラオスは法制度整備支援の関係では最も濃密に接することができた国である。

ラオスでは国立司法研修所が3年ほど前にできたばかりである。現時点での課題は、大学、司法研修所及び実務の三段階の教育課程において、法曹養成の一貫性をどのようにして保つべきかという点にある。そこで、ラオス国立大学、司法研修所、最高人民裁判所、最高人民検察院、弁護士会の関係者は、一つのグループを作って、三段階の各課程の教育目的と内容を整理し、継続教育を目指すことをまず合意した。

次に、教材開発に取り掛かり、日本の司法研修所で白表紙記録が教材として有効活用されていることを参考にしながら、ラオスの実際の裁判記録を基にして民事関係と刑事関係の二つの模擬事件記録を作成する作業に着手した。

私は、主に刑事関係の模擬事件記録作成に対する助言を行ったが、作業を拝見していると、初めて模擬事件記録を作り上げることに對するラオスの担当者の方々の戸惑いを強く感じた。日本では、司法研修所で白表紙記録を作る上での手順やノウハウが連綿と伝承されているので、現段階で、ラオスで作ろうとしている模擬事件記録のようなものを作ることはさほど苦労しないのであるが、ラオスでは、第一号の模擬事件記録作成ということで悪戦苦闘されていたようであった。例えば、模擬事件記録に作り上げるに適切な実際の事件記録の選定に始まり、当該事件記録の点検と整理、証拠目録の作成、仮名処理、記録の加工修正といった作業が順次行われたが、その一つ一つの作業の中で疑問となる点や引っ掛かる点が噴出して、なかなか作業が前に進まないことがあった。

私を含め日本側からは、模擬事件記録の作成は、あくまで法曹教育に使用する教材とする目的で行うものであるので、教育効果が上がるように作ることが肝要であるということをいろいろな段階で助言して、作業を継続していただいた。そのような作業を積み重ねるうち、ラオスの方々にも、模擬事件記録作成の基本的なスタンスについては、ご理解いただけたのではないかと考えている。

ともかく模擬事件記録の第一号は、民事関係も刑事関係も2018年3月に完成した。同年6月には、国立司法研修所で修習生に対して、模擬事件記録を教材として使った教官による授業が試行的に行われた。国立司法研修所の教育手法として、修習生が教官の講義を受講するというスタイルの座学ではなく、修習生と教官との間で模擬事件記録を使って質疑応答を行う双方向性のソクラティック・メソッドが本格的に導入されるきっかけができたことは、誠に喜ばしいことである。

今後は、教育目的に応じて、模擬事件記録の第二号以降の新作を作成する作業を続けることに加え、模擬事件記録を使った教育効果を最大化するための教授法を研究し広めていくことが課題になると考えられる。

私は、現地セミナーに5回参加させていただき、首都ビエンチャンに滞在中はサラナ・ブティック・ホテルという比較的小さいホテルを定宿にしているが、ホテルスタッフは皆さん親切で快適に過ごせている。

何回目の渡航のときであったかは忘れたが、朝、こじんまりとしたレストランで朝食を取っていると、隣の席から年配のご夫婦が日本語で会話しているのが聞こえてきた。私は、失礼を顧みずにご夫婦に話し掛けたところ、ご夫婦は、ご主人のご両親が戦前にラオスに住んで商売をなさっていたとのことであった。ご夫婦は、亡くなられたご両親を偲んでラオスに来られ、その後ラオス各地を回られるご予定であった。

ラオスは、今でこそ、日本にとって遠い国で旅行者もそれほど見られないが（その証拠に、日本の旅行代理店のパンフレットを見ても、ラオスのものはほとんどない）、かつては日本にとって身近な国であったのかも知れない。しかし、最近では、ビエンチャンの市街にも日本企業の進出が徐々に増えつつあるように思われる。法制度整備支援の関係でも、できるだけ我々が力を尽くすことによって、ラオスと日本との交流を発展させ、戦前とは違ったかたちで相互の国民の理解を深める一助となれば、これに勝る国際貢献はないと思う。